

奈良県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
黒田小児科	大和郡山市野垣内町二丁目二 日本 住宅公団郡山駅前団地内七棟一階	平成二十六年九月三十日